

令和7年12月23日

吸収分割に係る事前備置書類

(吸収分割会社：会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づく事前備置書類)

(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に基づく事前備置書類)

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役社長 町田 繁 樹

福岡県北九州市八幡西区中須1丁目1-7

株式会社ゆめマート北九州

代表取締役社長 阿部 睦 夫

株式会社イズミ（以下「分割会社」といいます。）および株式会社ゆめマート北九州（以下「承継会社」といいます。）は、令和7年12月9日、吸収分割契約を締結し、令和8年3月1日を効力発生日として、分割会社のゆめマート下関駅店に関して分割会社が有する権利義務を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件分割に関しまして、会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条ならびに会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に定める事前開示事項を以下のとおり開示いたします。

I. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項および第794条第1項）

別紙1のとおりです。

II. 承継会社が分割会社に交付する金銭等の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イおよび第192条第1号）

本件分割に際して、承継会社は分割会社に対し、本件分割の対価としていかなる対価も交付しませんが、承継会社は分割会社の完全子会社であることおよび本件分割によって承継会社が分割会社から承継する資産と負債の額が近似した額であり、承継する権利義務が等価値に近いものであることに照らして相当であると判断しております。

Ⅲ. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号および第192条第2号）

該当事項はありません。

Ⅳ. 本件分割に際して分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号および第192条第3号）

該当事項はありません。

Ⅴ. 分割会社に関する次に掲げる事項

1. 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第183条第4号イ）

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係わる計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

2. 分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

3. 分割会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

Ⅵ. 承継会社に関する次に掲げる事項

1. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第192条第4号イ）

別紙2のとおりです。

2. 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等（会社法施行規則第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

3. 承継会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第192条第6号イ）

該当事項はありません。

VII. 本件分割の効力発生日以後における分割会社の債務および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号および第192条第7号）

1. 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の令和7年2月28日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ500,687百万円および272,497百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

分割会社の令和7年2月28日から現在に至るまでの資産および負債の額に生じた大きな変動はなく、今後本件分割の効力発生日までに予測される資産および負債の額の変動を考慮しても、当該効力発生日後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割によって分割会社が承継会社に承継させる資産と負債の額は近似した額であります。さらに、本件分割後の分割会社の事業活動について、分割会社の債務の履行に支障を来すような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割後においても、分割会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

2. 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の令和7年2月28日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ12,875百万円および8,593百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

承継会社の令和7年2月28日から現在に至るまでの資産および負債の額に生じた大きな変動はなく、今後本件分割の効力発生日までに予測される資産および負債の額の変動を考慮しても、当該効力発生日後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割によって承継会社が分割会社から承継する資産と負債の額は近似した額であります。さらに、本件分割後の承継会社の事業活動について、承継会社の債務の履行に支障を来すような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割後においても、承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

株式会社イズミ（以下「甲」という。）及び株式会社ゆめマート北九州（以下「乙」という。）は、甲の営む下記【事業目録】記載の事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、本件事業を分割し、乙は本件事業を承継する（以下「本件分割」という。）。


第2条（対価）

本件分割における対価はないものとする。

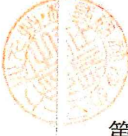
第3条（承継させる権利義務等）

甲が本件分割により乙に承継させる権利義務は、令和8年3月1日時点における別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりの本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。ただし、不法行為によって生じた債務は一切承継させないものとする。

2 本件分割による甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、会社法第764条第2項の規定に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

3 本件分割に伴う権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知その他の手続に要する登録免許税を含む一切の費用の負担については、乙が負担する。

第4条（株主総会決議、取締役会決議）

甲は、効力発生日の前日までに取締役会（以下「吸収分割承認取締役会」という。）を開催し、本契約書の承認及び吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。乙は、効力発生日の前日までに株主総会（以下「吸収分割承認総会」という。）を開催し、本契約書の承認及び吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、吸収分割手続きの進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。


第5条（吸収分割の期日）

吸収分割の期日は、令和8年3月1日とする。但し、吸収分割手続の進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙が協議の上でこれを変更することができる。

第6条（勧誘禁止・競業避止義務・公租公課の負担）

本件分割の効力発生日以降2年間は、本件分割により乙が甲より承継した従業員に対し、退職、転職、独立若しくはその他の理由による離職の仲介若しくは勧誘を行わず、又は第三者をしてこれを行わせない。

- 2 甲は、乙に対し、本件承継事業につき本件分割の効力発生日以後、会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。
- 3 乙が本件分割により甲より承継する権利義務にかかる公租公課は、本件分割の効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第7条（条件の変更）

本契約締結後、本件分割の効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の適法な機関による承認若しくは法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、又は天災事変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲又は乙は本契約の内容を変更し、又は本件契約を解除することができる。

第8条（吸収分割契約の効力）

本契約は、第4条に定める甲の吸収分割承認取締役会決議、乙の吸収分割承認総会決議、または法令に定める関係官庁等の承認が効力を失った場合には、その効力を失う。

第9条（規定外事項）

本契約書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲乙が協議の上でこれを決定することができる。

以上

令和7年12月9日

(甲) 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ

代表取締役社長 町田 繁 樹



(乙) 福岡県北九州市八幡西区中須1丁目1-7
株式会社ゆめマート北九州

代表取締役社長 阿部 睦 夫



【事業目録】

1. 山口県下関市竹崎町四丁目 3－1 「ゆめマート下関駅」において甲が行うスーパーマーケット事業の一切及びそれに関連する事業

別紙 承継対象権利義務明細表

承継権利義務明細表

乙は、本契約により、本効力発生日の前日の終了時における、以下に記載する甲の権利義務を、甲から承継する。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に属する流動資産（但し、売掛金及び未収入金は承継対象権利義務に含まれない。）

(2) 固定資産

本事業に属する固定資産（ゆめマート下関駅の建物、構築物、設備、機械装置、工具器具備品等の有形固定資産の一切、差入敷金及び繰延税金資産を含む。）

(3) 無形資産

ゆめマート下関駅に属する、ソフトウェアの一切。

2. 負債

(1) 流動負債

本事業に属する流動負債の一切。（金融機関からの短期借入金を含む。但し、買掛金及び未払金は承継対象権利義務に含まれない。）。

(2) 固定負債

本事業に属する資産除去債務その他固定負債の一切。

3. 契約

(1) 賃貸借契約

本事業に属する賃貸借契約及びこれに関する甲の権利及び義務の一切。

4. 雇用契約

本事業に主として従事する従業員のうち、パートナー社員、嘱託パートナー社員、長期アルバイト及び学生アルバイトである従業員との間の労働契約及びそれに伴う甲の権利及び義務の一切

(疑義を避けるために付言すると、当該従業員に関する賞与引当金及び退職給付引当金が含まれる。)。ただし、本件分割時時点で発生している甲が従業員に対して支払う債務については、乙において引き継がない。

以上

第54期
事業報告
〔2024年3月1日から
2025年2月28日まで〕



株式会社 ゆめマート北九州

事業報告

(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社イズミであり、同社は当社の株式8,993,505株（出資比率100%）を保有しております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあるものと考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 19,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,993,505株

3. 会社の体制及び方針

(1) 当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととして、企業人として求められる倫理観・価値観に基づき行動するものである。

当社は、このような認識を基本に、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保及び資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念に基づいた倫理規程を定め、取締役が率先して経営の実現と社会の調和を図る。また、取締役

会を通じ取締役の職務執行の監視をより一層強化することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役・執行役員の業務執行、意思決定に関する情報を含め、社内規定及び各管理マニュアルに基づき、各関係部署で法令、定款に則った情報・文書の保存・管理を行う。情報・文書の管理の運用にあたって、必要に応じて、運用状況を検証するほか、関連規程・マニュアル等を見直す。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、業務執行に係るリスクをトータルで認識・評価し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及び予防措置の検討を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。特に、不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に収める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の経営環境の変化を踏まえ中期経営計画と年度計画を策定し、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告することにより、経営管理を行う。

取締役会は、取締役、監査役で構成されており、取締役会においては、経営上の重要な意思決定を迅速に行っている。さらに、当社は執行役員制度を導入しており、取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な執行が出来る体制を執っている。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準、企業倫理規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。使用人は、法令・定款違反、社内規則違反、或いは社会通念に反する行為等が行われていることを知った時は、コンプライアンス管理規程及び内部通報規程に基づき、社内の所定の窓口に通報する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。

内部監査課は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査課は、内部監査により判明した指摘、提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として内部監査課を置く。内部監査課員は計数的な知見を十分に有する使用人とする。また、内部監査課員は、当分の間、内部監査課担当マネージャー1名で専任するものとする。但し、異常事態が発生する等、監査

役が数名の調査員を必要と感じた場合、監査役は使用人の中から選任のうえ、調査を指示するなど、監査役の職務を補助するものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査課員は監査役の指示に従い、その監査職務の補助に専念する。また、その任命・異動に際しては、予め監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保出来る体制とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、監査役が定める監査計画に従い、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、取締役や執行役員等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。また、取締役、執行役員、所属部門長等は、監査役の要求に応じて、自己の職務執行状況を監査役に報告する義務がある。なお、取締役は、監査役に対して、法令に定める事項のほか、次の事項をその都度報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある内容
- ・業績及び業績見通しの発表内容
- ・経営計画、資金計画、コンプライアンスの状況
- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報提供制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の状況
- ・その他、著しい損失等、会社経営に甚大な影響を与える事象が発生した時、または発生することが予想される時
- ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を執るものとする。

監査役は、内部監査課と情報・意見交換等を行うための会議を定期的で開催し、緊密な連携を図るとともに、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士等の外部専門家との連携を図るものとする。

⑩ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、法律に則して断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針とする。

人事総務部を対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備するとともに、役員及び従業員等に対し、教育・研修等により関連法令、規則の内容を周知徹底することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査課がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明、本社及び全店舗でのコンプライアンスミーティングを定期的に行う事、本社では毎月一回コンプライアンスリスク委員会を開き、法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。

また、当社は内部通報規定により相談・通報体制を設けております。

③ リスク管理体制

コンプライアンスリスク委員会において、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努め、リスク管理体制の整備を進めております。

④ 内部監査

内部監査課は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

第54期
計 算 書 類

〔 2024年3月1日から
2025年2月28日まで 〕

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表



株式会社 ゆめマート北九州

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,723,688	流 動 負 債	8,210,304
現金及び預金	200,189	買掛金	735,347
売掛金	205,614	短期借入金	6,628,836
商品	737,250	未払金	510,009
貯蔵品	8,993	未払費用	60,000
前払費用	67,933	未払法人税等	6,971
未収入金	323,944	未払事業所税	15,136
その他の金	179,762	未払消費税	79,369
貸倒引当金	▲0	預り金	88,685
		前受収益	31,947
		賞与引当金	54,000
固 定 資 産	11,151,808		
有形固定資産	10,297,049	固 定 負 債	383,043
建物	3,976,287	退職給付引当金	33,177
構築物	368,044	受入敷金保証金	247,203
機械及び装置	233,139	資産除去債務	102,662
工具、器具及び備品	720,910		
土地	4,929,075		
建設仮勘定	69,591		
無形固定資産	375,833		
借地権	356,356		
ソフトウェア	16,194		
その他の他	3,282		
投資その他の資産	478,926	負 債 合 計	8,593,347
出資金	824	(純資産の部)	
長期前払費用	228	株 主 資 本	4,282,148
敷金及び保証金	436,364	資 本 金	100,000
建設協力金	10,080	資 本 剰 余 金	1,298,186
繰延税金資産	31,429	資 本 準 備 金	543,625
		その他資本剰余金	754,560
		利 益 剰 余 金	2,883,961
		その他利益剰余金	2,883,961
		繰越利益剰余金	2,883,961
資 産 合 計	12,875,496	純 資 産 合 計	4,282,148
		純負債・純資産合計	12,875,496

損 益 計 算 書

(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		23,735,961
売 上 原 価		16,780,701
売 上 総 利 益		6,955,259
そ の 他 の 営 業 収 入		799,528
営 業 総 利 益		7,754,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,596,515
営 業 利 益		158,273
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12	
雑 収 入	26,659	26,671
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,827	
雑 損 失	3,400	29,227
経 常 利 益		155,717
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	52	52
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,322	
減 損 損 失	549,298	
そ の 他	184,998	752,619
税 引 前 当 期 純 損 失		▲596,849
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,961	
法 人 税 等 調 整 額	▲80,904	▲64,943
当 期 純 損 失		▲531,905

株主資本等変動計算書

（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	543,625	754,560	1,298,186
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	100,000	543,625	754,560	1,298,186

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	3, 415, 867	3, 415, 867	－	4, 814, 054
当期変動額				
当期純利益	▲531, 905	▲531, 905		▲531, 905
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）				
当期変動額合計	▲531, 905	▲531, 905		▲531, 905
当期末残高	2, 883, 961	2, 883, 961	－	4, 282, 148

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	4,814,054
当期変動額			
当期純利益			▲531,905
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計			▲531,905
当期末残高	－	－	4,282,148

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品

主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯 蔵 品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定率法

但し、建物(建物附属設備を除く)は定額法、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、取得価額10万円以上、20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却をしております。

② 無 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定額法

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リ ー ス 資 産

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖等の決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

④ 退職給付引当金

当社は2021年3月1日より企業年金制度を確定拠出型年金制度に移行しており、退職給付引当金の残高を5年に渡り5分の1ずつ分割して拠出型年金に移換する方法をとっております。

退職給付引当金の期首残高	71,209千円
確定拠出年金移換金（5分割の1）	34,301千円
退職に伴う年金一括移換他	<u>3,730千円</u>
退職給付引当金の期末残高	33,177千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普 通 株 式(株)	8,993,505		—	8,993,505

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第54期
計算書類の附属明細書

〔 2024年3月1日から
2025年2月28日まで 〕



株式会社 ゆめマート北九州

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	期 末 減 価 償 却 累 計 額 又は 償 却 累 計 額	当 期 償 却 額	差引期末 帳簿価額
有 形 固 定 資 産	建 物	12,182,390	316,165	830,280 (169,184)	11,668,274	7,691,987	364,003	3,976,287
	構 築 物	1,928,998	65,536	42,852 (3,613)	1,951,682	1,583,638	61,852	368,044
	機械及び装置	420,106	58,691	69,446 (1,203)	409,351	176,212	36,599	233,139
	工 具、器 具 及 び 備 品	3,513,567	333,198	407,528 (2,441)	3,439,237	2,718,326	328,558	720,910
	土 地	5,293,780	8,149	372,854 (372,854)	4,929,075	—	—	4,929,075
	建 設 仮 勘 定	3,984	847,349	781,741 (—)	69,591	—	—	69,591
	計	23,342,827	1,629,091	2,504,704 (549,298)	22,467,214	12,170,164	791,014	10,297,049
無 形 固 定 資 産	借 地 権	356,356	—	(—)	356,356	—	—	356,356
	ソフトウェア	42,509	3,645	(—)	46,154	29,960	8,401	16,194
	電 話 加 入 権	0	—	(—)	0	—	—	0
	そ の 他	19,171	3,031	8,300 (—)	13,902	10,620	1,773	3,282
	計	418,036	6,677	8,300 (—)	416,414	40,580	10,174	375,833

(注1) 当期減少額欄の()は内数で、当期減損損失計上額であります。

(注2) 有形固定資産の当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

店 舗 名 等	建 物	構 築 物	機 械 及び装置	工具、器具 及び備品	計
ゆめマート幡生 活性化工事	37,146	—	1,802	60,057	99,005
ゆめマート香月 活性化工事	43,475	2,579	3,265	45,647	94,966
ゆめマート川棚 大規模修繕	60,407	—	818	30,563	91,788
ハスハ大栄 活性化工事	16,971	9,900	48,000	9,051	83,922
ゆめマート本城 活性化工事	11,907	1,516	2,036	41,758	57,217

(注3) 無形固定資産の当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

店 舗 名 等	ソフトウェア	その他無形固定資産
ヘゝスハゝ大栄 コンピューターシステムソフト	3,645	—
ゆめマート田川大任 進入路アスファルト舗装雨水側溝工事（繰延資産）	—	2,478

(注4) 有形固定資産の当期減少額の主な内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

店 舗 名 等	建 物	構 築 物	機 械 及び装置	工具、器具 及 び 備 品	土地	計
ゆめマート行橋 減 損 損 失	28,013	—	—	—	357,466	385,479
ゆめマート曾根 S&Bに伴う減損損失	102,943	3,613	1,203	2,441	—	110,200
ゆめマート朽網 減 損 損 失	38,227	—	—	—	15,388	53,615

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	3,179	—	3,179	0
賞 与 引 当 金	53,000	54,000	53,000	54,000
退 職 給 付 引 当 金	71,209	—	38,031	33,177

(注) 引当金の計上の理由及び額の算定の方法については、計算書類の個別注記表、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の「3. 引当金の計上基準」に記載しておりますので省略いたします。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
包 装 費	11,827	
配 送 費	12,992	
消 耗 品 費	123,687	
広 告 宣 伝 費	191,724	
役 員 報 酬	22,855	
給 料 手 当	2,835,973	
賞 与	281,904	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	1,000	
退 職 給 付 費 用	35,759	
法 定 福 利 費	374,424	
福 利 厚 生 費	169,391	
教 育 費	2,549	
社 員 募 集 費	10,731	
人 材 派 遣 料	19,523	
旅 費 交 通 費	14,144	
通 信 費	12,568	
水 道 光 熱 費	689,591	
賃 借 料	598,641	
修 繕 費	132,765	
減 価 償 却 費	801,189	
交 際 費	98	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	▲3,179	
貸 倒 損 失	3,110	
保 険 料	24,317	
租 税 公 課	106,935	
事 業 所 税	15,136	
寄 付 金 及 び 諸 会 費	2,273	
報 酬 手 数 料	6,846	
支 払 手 数 料	235,093	
そ の 他	862,637	
計	7,596,515	

(注) 本附属明細書に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

監 査 報 告 書

2024年3月1日から2025年2月28日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討致しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算書類の監査結果

計算書類は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年 5月 14日

株式会社ゆめマート北九州

監査役 久永 英明

